

# 福岡県公報

平成17年9月16日  
第2439号

## 目 次

### 告 示 (第1733号—第1750号)

○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) ..... 1
○平成17年度臨時石炭鉱害復旧事業の実施計画	(農地整備課) ..... 1
○解除に係る保安林の所在場所等	(治山課) ..... 2
○解除に係る保安林の所在場所等	(治山課) ..... 2
○解除予定保安林の所在場所等	(治山課) ..... 2
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課) ..... 2
○区画漁業の免許	(漁政課) ..... 3
○予防接種を行う医師	(健康対策課) ..... 4
○県営土地改良事業の換地計画	(農地計画課) ..... 4
○道路の供用の開始	(道路維持課) ..... 4
○解除予定保安林の所在場所等	(治山課) ..... 4
○保安林指定施設要件変更森林の所在場所等	(治山課) ..... 5
○救急病院の認定の取消し	(医療指導課) ..... 5
○解除予定保安林の所在場所等	(治山課) ..... 5
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) ..... 5
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) ..... 6
○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請	(生活文化課) ..... 6
○道路の供用の開始	(道路維持課) ..... 6
<b>公安委員会</b>	
○道路交通法に基づく教習指導員審査の実施 (警察本部運転免許試験課)	..... 7

福岡県有明海区漁業調整委員会

○水産動物の採捕の禁止	(漁政課) ..... 8
○審議会の答申に係る福岡県意見提出制度要綱の規定に基づく意見の募集	(消防防災安全課) ..... 9
○道路の区域の変更 (平成14年8月福岡県告示第1314号) 中正誤	..... 14

## 告 示

### 福岡県告示第1733号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成17年9月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島郡志摩町岐志字岩野1455-4 及び1456-5
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市早良区百道浜3丁目5-3-702  
坂上 恵

### 福岡県告示第1734号

平成17年度臨時石炭鉱害復旧事業に係る実施計画の認可申請があったので、石炭鉱業の構造調整の完了に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成12年法律第16号）附則第2条第6項によりなおその効力を有するとされた旧臨時石炭鉱害復旧法（昭和27年法律第295号）第57条第1項及び石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成14年政令第42号）附則第2条第7項によりなおその効力を有するとされた旧臨時石炭鉱害復旧法施行令（昭和27年政令第333号）第14条第1項第2号の規定により公示し、当該申請に係る実施計画を次のように縦覧に供する。

平成17年9月16日

## 福岡県知事 麻生 渡

縦覧に供する実施計画	実施地区名	復旧工事の施行者	縦覧場所	縦覧期間
平成17年度臨時石炭鉱害復旧事業の実施計画	大浦(1) 金田(2)	独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	福岡県飯塚農林事務所	平成17年9月16日 ～ 平成17年10月5日

## 福岡県告示第1735号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をすること、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年9月16日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 解除に係る保安林の所在場所

前原市大字瑞梅寺字フヂ546の1・570の2・572の6・582の3・582の9・字キトク583の5・584・586（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県水産林務部治山課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 福岡県告示第1736号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定に基づき、保安林の指定の解除をすること、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年9月16日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 解除に係る保安林の所在場所

築上郡築城町大字寒田1807の12、1807の14から1807の16まで、1807の18から1807の22まで、2051の63から2051の67まで

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 解除の理由

道路用地とするため

## 福岡県告示第1737号

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年9月16日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 解除予定保安林の所在場所

築上郡築城町大字寒田1954の9から1954の11まで、1973の16から1973の18まで

## 2 保安林として指定された目的

水源のかん養

## 3 解除の理由

道路用地とするため

## 福岡県告示第1738号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成17年9月16日から同月30日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成17年9月16日

福岡県知事 麻生 渡

- 1 変更に係る都市計画の種類及びその変更の内容  
福岡都市計画用途地域の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
大野城市大字白木原及び大字上大利の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所  
福岡県建築都市部都市計画課  
大野城市都市建設部都市計画課

## 福岡県告示第1739号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定に基づき、平成17年9月1日付けで有明海区における区画漁業を次のように免許した。

平成17年9月16日

福岡県知事 麻 生 渡

免許番号	漁業権者 の住 所	漁業権者の 名 称	免許の内容及び 制限又は条件	存続期間
有区第2号	福岡県柳川市 三橋町高畠字 南新町271番 地	福岡県有明海 漁業協同組合 連合会	漁業法に基づく漁業の免許 の内容たるべき事項等（平 成17年5月福岡県告示第10 65号）の公示内容のとおり	平成17年9月1 日から平成18年 8月31日まで
有区第3号	"	"	"	"
有区第4号	"	"	"	"
有区第5号	"	"	"	"
有区第6号	"	"	"	"
有区第7号	"	"	"	"
有区第8号	"	"	"	"
有区第9号	"	"	"	"
有区第10号	"	"	"	"
有区第11号	"	"	"	"
有区第12号	"	"	"	"

有区第13号	"	"	"	"
有区第14号	"	"	"	"
有区第15号	"	"	"	"
有区第16号	"	"	"	"
有区第17号	"	"	"	"
有区第18号	"	"	"	"
有区第19号	"	"	"	"
有区第20号	"	"	"	"
有区第21号	"	"	"	"
有区第22号	"	"	"	"
有区第23号	"	"	"	"
有区第24号	"	"	"	"
有区第25号	"	"	"	"
有区第26号	"	"	"	"
有区第27号	"	"	"	"
有区第28号	"	"	"	"
有区第29号	"	"	"	"
有区第30号	"	"	"	"
有区第31号	"	"	"	"
有区第32号	"	"	"	"
有区第33号	"	"	"	"
有区第34号	"	"	"	"
有区第35号	"	"	"	"
有区第36号	"	"	"	"
有区第37号	"	"	"	"
有区第38号	"	"	"	"
有区第39号	"	"	"	"
有区第40号	"	"	"	"

有区第41号	”	”	”	”
有区第42号	”	”	”	”
有区第43号	”	”	”	”
有区第44号	”	”	”	”
有区第45号	”	”	”	”
有区第46号	”	”	”	”
有区第47号	”	”	”	”
有区第48号	”	”	”	”
有区第49号	福岡県大牟田市早米来町1丁目82番地	三里漁業協同組合	”	”

**福岡県告示第1740号**

福岡県下各市町村長が予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条又は第6条の規定に基づき行う予防接種については、次表に掲げる医師が当該業務を行うので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条第1項の規定により公告する。

平成17年9月16日

福岡県知事 麻生 渡

**県下全市町村長の実施する予防接種業務を行う医師**

医療機関所在地	医療機関名	医師名
遠賀郡岡垣町大字手野145	社団法人遠賀中間医師会病院	鳥巣 要道
遠賀郡岡垣町大字手野145	社団法人遠賀中間医師会病院	宮崎 亮
遠賀郡岡垣町大字手野145	社団法人遠賀中間医師会病院	平岡 克己
遠賀郡岡垣町大字手野145	社団法人遠賀中間医師会病院	小城 左明
遠賀郡岡垣町大字手野145	社団法人遠賀中間医師会病院	鍋山 健太郎
遠賀郡岡垣町大字手野145	社団法人遠賀中間医師会病院	田嶋 靖弘
遠賀郡岡垣町大字手野145	社団法人遠賀中間医師会病院	和田 義人
遠賀郡岡垣町大字手野145	社団法人遠賀中間医師会病院	吉見 通洋

**福岡県告示第1741号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業の施行に係る地域の換地計画を平成17年9月7日付けで定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、その関係書類を次のように縦覧に供する。

平成17年9月16日

福岡県知事 麻生 渡

換地計画を定めた地域	縦覧に供する書類	縦覧期間	縦覧場所
八女郡矢部村大字矢部（杣の里地区）	換地計画書の写し	平成17年9月16日から 平成17年10月19日まで	矢部村役場

**福岡県告示第1742号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年9月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年9月16日

福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区间
柳川	富久線 瀬高	山門郡瀬高町大字本郷1359番2先から 同郡同町大字本郷3124番2先まで
柳川	富久線 瀬高	山門郡瀬高町大字本郷3138番先から 同郡同町大字本郷3269番先まで

**福岡県告示第1743号**

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年9月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 解除予定保安林の所在場所

筑紫郡那珂川町大字五ヶ山字浦山1380の3、1381の1、1381の4、1381の11、1384

の2(次の図に示す部分に限る。)、1384の5

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を福岡県水産林務部治山課及び那珂川町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第1744号**

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成17年9月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的

次に掲げる告示で定めるところによる。

平成13年8月1日福岡県告示第1304号

2 変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法 変更しない。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び久山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**福岡県告示第1745号**

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき、

平成17年8月福岡県告示第1529号で認定の告示をした救急病院のうち、次の救急病院については、当該処分を取り消したので、告示する。

平成17年9月16日

福岡県知事 麻生 渡

病院の名称	所在地	行政処分の年月日 及び内容
川浪リハビリテーション病院	福岡市早良区早良1-5-55	平成17年8月12日 救急病院の認定

**福岡県告示第1746号**

保安林の指定の解除をする予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2の規定により次のように告示する。

平成17年9月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 解除予定保安林の所在場所

北九州市若松区大字有毛字高尾2052の50、字岩名2394の7、2394の8

2 保安林として指定された目的

風害の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

**福岡県告示第1747号**

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年9月16日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成17年8月4日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人エコ・ブランド・コミュニティ

## (2) 代表者の氏名

村武 賢治

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区冷泉町1番3-905号

## (4) 定款に記載された目的

本会は、「無理なく」「無駄なく」「人や資源を大切に」を基本理念とし、広く環境に関する提案事業や研究等を行い、より良い生活環境や夢のある社会づくりに貢献することを目的とする。

**福岡県告示第1748号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年9月16日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成17年8月19日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人スローライフ協会

## (2) 代表者の氏名

山端 勉

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市中央区大名二丁目10番1号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、子供を含む消費者全体に対して、食育・住育活動、良好な食材の確

保提供、これらに関する広報活動等を行い、食文化の啓発振興、自然派住宅の実現、並びにゆとりある時間とゆとりある暮らしを実現できるようなライフスタイルの提案に寄与することを目的とする。

**福岡県告示第1749号**

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成17年9月16日

福岡県知事 麻生 渡

## 1 申請のあった年月日

平成17年7月25日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人

## (1) 名称

特定非営利活動法人福岡在宅障害者援護会・シーソーねっと

## (2) 代表者の氏名

古賀 稔章

## (3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市東区香椎一丁目10番9号ハイアート香椎103号

## (4) 定款に記載された目的

この法人は、脳性まひ者をはじめとする、全身性障害者などの社会参加を促進していく活動を行うことにより、地域社会に貢献することを目的とする。

**福岡県告示第1750号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成17年9月16日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成17年9月16日

## 福岡県知事 麻生 渡

土木事務所名	路線名	供用開始の区間
久留米	吹上線 北野	小郡市干潟721番12先から 同市干潟2151番2先まで
久留米	壱丁原線 白口	久留米市荒木町下荒木1540番2先から 同市荒木町下荒木1378番1先まで

## 公安委員会

## 福岡県公安委員会告示第188号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第10条第2項の規定により、次のように公示する。

平成17年9月16日

福岡県公安委員会

## 1 審査の種類

教習指導員審査（大型二種、普通二種、大型、普通、大特、大自二、普自二及び牽引）

## 2 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項目	場 所
平成17年10月20日（木曜日） 午前9時00分～午後5時00分	知 識	福岡市中央区天神4丁目4番27号 栄泉不動産天神第二ビル内 福岡県指定自動車学校協会
平成17年10月21日（金曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	福岡市中央区天神4丁目4番27号 栄泉不動産天神第二ビル内 福岡県指定自動車学校協会
平成17年10月24日（月曜日） 〃 10月25日（火曜日） 午前9時00分～午後5時00分	技 能	嘉穂郡庄内町大字仁保字立石23番の21 筑豊自動車運転免許試験場

## 3 審査の申請手続等及び受付期間

## (1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）、審査自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を複写したもの及び次の表に掲げる審査手数料を添えて福岡県警察本部運転免許試験課へ提出すること。

審査種類	手数料の額	審査細目の一部を免除される場合の手数料の額
普 通	12,150円	左記手数料の額から別表1の免除される審査細目に係る額を減じた額
特定第一種	9,850円	
大型二種		左記手数料の額から別表2の免除される審査細目に係る額を減じた額
普通二種	12,550円	

イ 審査細目一部を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。

ウ 審査申請書の用紙は、福岡県警察本部運転免許試験課で交付する。郵便によって審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。

エ 審査手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。

なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。

オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

## (2) 受付期間

ア 審査申請の受付期間は、公示の日から同年10月12日（水曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から同年10月12日（水曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

## 4 その他

(1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。

- (2) 審査を受ける場合は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯してお  
くこと。
- (3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、道路交通法第99条の3第4項第2号イからハまで  
のいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続その他の問い合わせは、福岡県警察本部運転免許試験課教習所係に対し  
て行うこと。

連絡先 福岡県警察本部運転免許試験課教習所係  
郵便番号 811-1392  
所在地 福岡市南区花畠4丁目7番1号  
電話番号 092-566-2892

別表1

審査細目	教習指導員審査 (普通) に係る額	教習指導員審査 (特定第一種) に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,100円	1,450円
2 技能教習に必要な教習の技能	1,350円	1,350円
3 学科教習に必要な教習の技能	1,250円	1,250円
4 法第108条の2第4項に規定する教則の内容 となっている事項その他自動車の運転に関する 知識	1,250円	1,300円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	1,250円	1,300円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	1,200円	1,200円

## 備考

- 1 1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、教習  
指導員審査(普通)を受けようとする者にあっては6,350円、教習指導員審査(特定第一  
種)を受けようとする者にあっては4,000円を減ずるものとする。
- 2 4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、教習  
指導員審査(普通)を受けようとする者にあっては2,600円、教習指導員審査(特定第一  
種)を受けようとする者にあっては2,650円を減ずるものとする。
- 3 1の項から6の項までに掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、  
教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあっては11,400円、教習指導員審査(特  
定第一種)を受けようとする者にあっては9,100円を減ずるものとする。

別表2

審査細目	教習指導員審査 (大型第二種免許及 び普通第二種免許) に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,750円
2 技能教習に必要な教習の技能	8,250円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運輸代行業に関する法令について の知識	2,850円
備考	
1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、8,950円 を減ずるものとする。	

## 福岡県有明海区漁業調整委員会

## 福岡県有明海区漁業調整委員会指示第42号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項の規定に基づき、矢部川水系における  
水産動物の保護増殖を図るために採捕制限について次のとおり指示する。

平成17年9月16日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 小原博義

## 1 採捕の制限

モクズガニ、テナガエビ、アユ、コイ、ウナギを採捕してはならない。ただし、福  
岡県漁業調整規則第48条に基づく試験研究等のための採捕については、この限りでな  
い。

## 2 指示の適用区域

- (1) 矢部川の柳川市大和町浦島橋の下流端から柳川市大和町大字大坪の最南端と高田  
町大字昭和開の最西端を結ぶ線まで
- (2) 塩塚川の柳川市大和町番所橋の下流端から柳川市有明町の最南端と柳川市大和町  
大字谷垣の最西端を結ぶ線まで
- (3) 沖端川の柳川市中町出ノ橋の下流端から柳川市昭南町の最南端と柳川市吉富町の  
最西端を結ぶ線まで

## 3 魚種ごとの採捕禁止時期

モクズガニ 1月1日から8月31日まで及び11月1日から12月31日まで

テナガエビ 4月1日から9月30日まで

アユ 10月1日から12月31日まで

コイ 4月1日から7月31日まで

ウナギ 1月1日から3月31日まで

## 4 指示の有効期間

平成17年10月1日から平成19年3月31日まで

**雑報**

**福岡県国民保護協議会公告**

福岡県国民保護計画（素案）に関し、審議会の答申に係る福岡県意見書提出制度要綱（平成12年2月29日11行改推第92号）第2条第1項の規定により、次のとおり意見の募集を行いますので、意見書を提出される方は、別紙意見書の様式により所定の期間内に提出してください。

平成17年9月16日

福岡県国民保護協議会会長 麻生 渡

## 1 意見募集の対象となる事案

福岡県国民保護計画（素案）

## 2 事案の要旨

## 第1編 総論

## 第1章 県の責務、計画の位置づけ、構成等

1 県の責務及び県国民保護計画の位置づけ

2 県国民保護計画の構成

3 用語の意義

4 県国民保護計画の見直し、変更手続

5 市町村国民保護計画及び指定地方公共機関国民保護業務計画

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

1 国民に対する情報提供

## 2 関係機関相互の連携協力の確保

3 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施の確保

4 基本人権の尊重

5 国民の権利利益の迅速な救済

6 国民の協力

7 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

## 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

## 第4章 県の地理的、社会的特徴

## 第5章 県国民保護計画が対象とする事態

1 武力攻撃事態

2 緊急対処事態

## 第2編 平素からの備えや予防

## 第1章 組織・体制の整備等

## 第1章 県における組織・体制の整備

1 県の各部局における平素の業務

2 県職員の収集基準等

3 国民の権利利益の救済に係る手続等

4 市町村及び指定地方公共機関の組織の整備等

## 第2章 関係機関との連携体制の整備

1 基本的考え方

2 国の機関との連携

3 他の都道府県との連携

4 市町村との連携

5 指定都市との連携（連絡組織の設置）

6 指定公共機関等との連携

7 自主防災組織等に対する支援

## 第3章 通信の確保

## 第4章 情報収集・提供等の体制整備

- 1 基本的考え方
  - 2 警報等の通知に必要な準備
  - 3 市町村における警報の伝達に必要な準備等
  - 4 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備
  - 5 市町村における安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備
  - 6 被災情報の収集・報告に必要な準備
  - 7 市町村における被災情報の収集、整理及び報告等に必要な準備
- 第5 研修及び訓練
- 1 研修
  - 2 訓練
- 第2章 避難及び救援に関する平素からの備え
- 1 避難に関する基本的事項
  - 2 救援に関する基本的事項
  - 3 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等
  - 4 交通の確保に関する体制等の整備
  - 5 避難施設の指定
  - 6 市町村における避難及び救援に関する平素からの備え
- 第3章 武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え
- 第1 生活関連等施設の把握等
- 1 生活関連等施設の把握
  - 2 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等
  - 3 市町村における平素からの備え
- 第2 県が管理する公共施設等における警戒
- 第3 武力攻撃原子力災害等に備えた体制整備
- 第4章 物資及び資材の備蓄、整備
- 1 基本的考え方
  - 2 国民保護措置に必要な物資及び資材の備蓄、整備
  - 3 県が管理する施設及び設備の整備及び点検等
  - 4 市町村及び指定地方公共機関における物資及び資材の備蓄、整備

- 5 市町村及び指定地方公共機関が管理するライフライン施設の代替性の確保
- 第5章 国民保護に関する啓発
- 1 国民保護措置に関する啓発
  - 2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発
  - 3 市町村における国民保護に関する啓発
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第1章 初動体制の迅速な確立及び初動措置
- 1 国民保護対策準備室（仮称）の設置及び初動措置
  - 2 国民保護対策本部に移行する場合の調整
  - 3 当初事故災害等と判断して対応した場合の調整
  - 4 国民保護対策準備室（仮称）設置時における県の業務等
  - 5 市町村における初動体制の迅速な確立及び初動措置
- 第2章 県対策本部の設置等
- 1 県対策本部の設置
  - 2 通信の確保
  - 3 県対策本部設置時における県対策本部及び県の業務等
- 第3章 関係機関相互の連携
- 1 国対策本部との連携
  - 2 指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等への措置要請
  - 3 自衛隊の部隊等の派遣要請等
  - 4 他の都道府県に対する応援の要求、事務の委託
  - 5 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請
  - 6 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請
  - 7 県の行う応援等
  - 8 自主防災組織等に対する支援等
  - 9 住民への協力要請
- 第4章 警報及び避難の指示等
- 第1 警報の通知及び伝達
- 1 警報の通知等

- 2 市町村長の警報伝達の基準
- 3 緊急通報の発令
- 第2 避難の指示等
  - 1 避難措置の指示
  - 2 避難の指示
  - 3 避難の方法の基本的考え方
  - 4 大都市における住民の避難等
  - 5 各事態での避難の指示の考え方
  - 6 県による避難住民の誘導の支援等
  - 7 避難実施要領
  - 8 病院等の施設の管理者の責務
  - 9 被災地等における安全確保等
- 第5章 救援
  - 1 救援の実施
  - 2 関係機関との連携・協力
  - 3 救援の内容
  - 4 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項
  - 5 救援の際の物資の壳渡し要請等
- 第6章 安否情報の収集・提供
  - 1 安否情報の収集
  - 2 総務大臣に対する報告
  - 3 安否情報の照会に対する回答
  - 4 日本赤十字社に対する協力
  - 5 市町村による安否情報の収集及び提供の基準
- 第7章 武力攻撃災害への対処
  - 第1 生活関連等施設の安全確保等
    - 1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方
    - 2 武力攻撃災害の兆候の通報
    - 3 生活関連等施設の安全確保

- 4 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除
- 5 石油コンビナート等に係る武力攻撃災害の発生防止
- 第2 武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処等
  - 1 武力攻撃原子力災害への対処
  - 2 N B C攻撃による災害への対処
- 第3 応急措置等
  - 1 退避の指示
  - 2 事前措置等の指示
  - 3 警戒区域の設定
  - 4 応急公用負担等
  - 5 消防に関する措置等
- 第8章 被災情報の収集及び報告並びに情報提供
- 第9章 保健衛生の確保その他の措置
  - 1 保健衛生の確保
  - 2 廃棄物の処理
  - 3 文化財の保護
- 第10章 国民生活の安定に関する措置
  - 1 生活関連物資等の価格安定
  - 2 避難住民等の生活安定等
  - 3 生活基盤等の確保
- 第11章 交通規制
- 第12章 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理
- 第4編 復旧等
  - 第1章 応急の復旧
    - 1 基本的考え方
    - 2 ライフライン施設の応急の復旧
    - 3 輸送路の確保に関する応急の復旧等
  - 第2章 武力攻撃災害の復旧
  - 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

- 1 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求
- 2 損失補償、実費弁償及び損害補償
- 3 総合調整及び指示に係る損失の補てん
- 4 市町村が国民保護措置に要した費用の支弁等

#### 第5編 緊急対処事態への対処

- 1 緊急対処事態
- 2 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

#### 対応事例編

- 1 弹道ミサイル攻撃への対応事例
- 2 列車等の爆破への対応事例

#### 資料編

#### 3 事案の閲覧場所等

- (1) 県民情報センター（福岡市博多区東公園7-7 福岡県庁内）
- (2) 北九州県民情報コーナー（北九州市小倉北区城内7-8 小倉総合庁舎内）
- (3) 筑後県民情報コーナー（久留米市合川町1642-1 久留米総合庁舎内）
- (4) 筑豊県民情報コーナー（飯塚市新立岩8-1 飯塚総合庁舎内）
- (5) 京築県民情報コーナー（行橋市中央1-2-1 行橋総合庁舎内）
- (6) 「福岡県の国民保護」のホームページ（福岡県消防防災安全課のホームページ内  
）  
(<http://www.bousai.pref.fukuoka.jp/kokuminhogo/toppage.htm>)

#### 4 意見書の提出期間

平成17年9月16日（金）から平成17年10月6日（木）まで（必着）

#### 5 意見書の提出方法

別紙意見書に記入の上、持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出のこと。

#### 6 意見書の提出先

福岡県総務部消防防災安全課生活安全室

（所在地）〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

（ファクシミリ）092-643-3117

（電子メール）shobo@pref.fukuoka.lg.jp

（問い合わせ）092-643-3123

別紙

## 意見書

住所（所在地）	
氏名（法人名）	
項目	
意見	
理由	
備考	

## 記入上の注意

- 1 意見は、できる限り1項目1枚とし、「意見」欄に記載するとともに、「理由」欄に記載してください。
- 2 意見は、日本語で記載してください。
- 3 福岡県内に住所を有しない方は、通勤・通学している本県内にある会社・学校の所在地及び名称を「備考」欄に記載してください。
- 4 電子メールで提出する場合は、この様式を添付ファイル（一太郎形式又はWord形式）で送信してください。

正

誤

14 8 14	発行年月日	1991	公報番号
告示	種類	同上	番号
1314		上	欄
7	ページ	下	
○		行	
表中	備考		
	ま○同○番○鞍○ で○郡○手○ 同○先○郡○ 町○から○手○ 大字○町○ 新北○大字○ 五○北○ 七○一○ 五○四○ 番○一○ 先○	正	
	四三・○	四三・○	
	同右		誤
	四三・○	四三・○	